

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和5年5月23日福
警交指第2289号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）
は妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 開示請求の内容及び審査請求に係る対象文書

審査請求人は、「①飯塚市目尾1039北側交差点について、平成30年
から令和4年中の交通違反取締りにおける検挙の統計記録」、「②飯塚市弁分
412-5北側交差点について、平成30年から令和4年中の交通違反取締
りにおける検挙の統計記録」及び「③八木山バイパスについて、平成30年
から令和4年中の交通違反取締りにおける検挙の統計記録」について、開示
請求（以下「本件請求」という。）を行った。

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「交通事故総合
システム」においてデータ管理されている交通違反取締りに係る検挙情報の
うち、本件請求に係る場所及び期間を指定して抽出したデータである。

(2) 本件請求に係る開示決定状況

実施機関は、本件請求に対し、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条
例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、条例第7条
第1項第4号（行政運営情報）及び第6号（捜査等情報）に該当するとして、
本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件文書の開
示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和5年5月11日付けで、実施機関に対し、条例第6
条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和5年5月23日付けで、審査請求人に対し、条例第1
1条第2項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知し
た。

ウ 審査請求人は、令和5年5月31日付けで、本件決定を不服として、審

査庁である福岡県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

エ 諮問実施機関は、令和5年9月28日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件請求は、特定の場所及び期間における交通違反検挙数の開示を求めたものであるが、その目的は、同場所及び期間における人身事故件数と交通違反検挙件数との比較により、警察の交通違反取締りの不作為、違法性等を明らかにするためである。
- (2) 特に、八木山バイパスでのスピード違反等は常態化しており、本件請求のうち、「①飯塚市目尾1039北側交差点」（以下「目尾交差点」という。）及び「②飯塚市弁分412-5北側交差点」（以下「弁分交差点」という。）において、審査請求人は一時停止違反の取締りを受けたが、「目尾交差点」、「弁分交差点」及び「八木山バイパス」の人身事故件数を比較すれば、危険度の度合いは、八木山バイパスのスピード違反等の方がはるかに高いにもかかわらず、八木山バイパスでの取締り現場を見たことがなく、警察の交通違反取締りの手法が不正、不当及び違法であることは明らかである。
- (3) なお、本件請求で求めているものは、警察の交通取締りにおける過去5年間の交通違反検挙数であって、取締り回数や、検挙の日時等は求めている。
- (4) 「検挙数」と「取締り回数」は合致せず、本件請求と同様に他の期間、場所に係る開示請求を探索的に実施し、他の期間、場所の「検挙数」を明らかにしたからといって、取締りの日時、場所等を類型的に推測し、取締りの実態を把握することはできない。
- (5) 特定の場所で取締りを行っているということが開示請求で分かれば、気を引き締めて交通違反をしないように注意深く運転するというのが一般的であって、遠回りをしてまで取締りを逃れようとする人間はまれであり、警察の主張は性悪説に傾きすぎている。そもそも、警察は違反履歴などの情報を持っているのだから、開示請求者に取締りを回避しようとする要注意人物がいれば、注意して観察できるはずだ。
- (6) よって、少なくとも日時等を含む統計記録であれば、それを部分非開示にした「部分開示決定処分」は可能なはずである。開示すべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第4号の該当性について

本件文書は、特定場所及び期間における交通違反の取締りに係る検挙情報であり、これらの情報を明らかにする場合、本件請求と同様に他の場所及び期間に係る開示請求を探索的に実施した場合、交通違反の取締りの性質から将来における交通違反の取締り日時及び場所を推測することが可能となる。

その結果、運転者が交通違反の取締りが予想される日時や場所のみ違反行為を抑制するなどの回避行動等を助長し、交通違反行為の発見を困難にするなど、交通事故防止や違反者への反復違反の抑制等、本来の交通違反の取締りの目的達成が著しく困難となり、交通違反の取締り業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するとして非開示とした。

(2) 条例第7条第1項第6号の該当性について

交通違反の取締り日時及び場所を推測することにより、交通違反の取締りの可能性が低いと予想される場所での交通法令を遵守しない悪質・危険な運転を誘発し、あるいは容易にすることによる交通モラルの低下や交通法秩序の形骸化を招くおそれ、さらには、これに起因した交通人身事故が誘発されることにより、道路交通上の危険性が高くなるおそれがあるなど、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するとして非開示とした。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の性格及び内容

ア 交通違反の取締りの目的について

交通違反の取締りは、取締り現場及びその周辺の交通事故の防止等を図るとともに、違反運転者に対し、反則金、違反点数による行政上の措置や罰金等の刑事上の刑罰、違反者に対する講習等による交通安全教育を通じて、交通法令の遵守や反復違反の抑制を図ること、さらには、悪質・危険運転者の道路交通の場からの一時的な排除等を目的として行われる。

イ 交通違反の取締りの性質について

交通違反の取締りは、いつ、どこで取締りが行われるのか、運転者が予測できないことにより、心理的効果も含めてその実効性が確保されるものである。

また、取締りを実施する日時、場所については、取締り現場における通行車両、違反者等の安全性の確保や周辺の交通事情、付近住民の生活環境等の多くの制約を総合的に判断して選定しているものであり、日時、場所を問わず無制限に実施できるものではないことから、将来にわたり同様の条件下で継続的に実施することが多いものである。

ウ 交通事故総合システムについて

交通事故及び交通違反に関する各種情報を組織的に管理し、総合的に運用することにより、交通警察業務を効率的に推進することを目的に構築された以下のシステムの総称である。

(7) 交通事故管理システム

交通事故を受理した警察署において、交通事故に関連するデータの登録等を行い、警察本部においては、警察署が登録等を行ったデータの集約、集計及び警察庁への報告データの作成等を行うためのシステムである。

(4) 交通事故分析システム

事故発生地点の表示、交通事故・交通違反地点の分析等を行う「地図情報システム」及び事故データの項目を自由に組み合わせて集計することができる「多次元分析システム」から構成されたシステムである。

エ 交通違反取締りに係る検挙情報の管理について

交通違反取締りに係る検挙情報は、違反行為に応じて作成した交通切符等の情報を使用して、交通指導取締りの担当職員によって「交通切符等管理システム」（以下「切符管理システム」という。）に登録され、管理されている。

また、切符管理システムに登録された交通違反取締りに係る検挙情報（以下「検挙データ」という。）は、「交通事故総合システム」内の地図情報システムに反映され、地点登録される。

オ 検挙データの抽出について

「交通事故総合システム」内の地図情報システムに地点登録された検挙データは、場所や期間を指定した抽出により、一覧表形式及び検挙データの地点情報が表示された地図情報が出力される。

(2) 条例第7条第1項第4号（行政運営情報）該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、イからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外には、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に非開示とすることを定めている。

したがって、公にすることによる支障は、例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に關す

る情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り非開示となる。

なお、「支障」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 本号該当性の判断

本件文書は、特定場所及び期間の交通違反の取締りに係る検挙日時及び検挙件数等が記載された文書である。本件文書が公にされるとすれば、他の場所及び期間に係る開示請求を探索的に実施した場合、上記6(1)イのとおり交通違反の取締りは日時、場所を問わず無制限に実施できるものではないことから、交通違反の取締りの日時及び場所が典型的に明らかとなり、将来における交通違反の取締りの日時及び場所を推測することが可能となる。その結果、運転者が交通違反の取締りが予想される日時や場所のみ違反行為を抑制するなどの回避行動を助長し、交通違反行為の発見を困難にするなど、交通事故防止や違反者への反復違反の抑制等、本来の交通違反の取締りの目的達成が困難になるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件文書を公にすることは、交通違反の取締り業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本件文書を条例第7条第1項第4号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第7条第1項第6号（捜査等情報）該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示とすることを定めたものである。

その趣旨は、本号に該当する情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断することが適当であるというものである。

イ 本号該当性の判断

本件文書が公にされるとすれば、上記6(2)イのとおり、他の場所及び期間に係る開示請求を探索的に実施した場合、交通違反の取締りの日時

及び場所を推測することが可能となることから、交通違反の取締りの可能性が低いと予想される場所での交通法令を遵守しない悪質・危険な運転を誘発し、あるいは容易にすることによる交通モラルの低下や交通法秩序の形骸化を招くおそれ、さらには、これに起因した交通人身事故が誘発されることにより、道路交通上の危険性が高くなるおそれがあるとする実施機関の主張には理由があると認められる。

なお、審査請求人は「本件請求で求めているものは、警察の交通違反取締りにおける過去5年間の交通違反検挙件数であって、取締り回数や、検挙の日時等は求めている。」と主張している。しかしながら、検挙件数のみを部分開示した場合であっても、他の場所や期間についても探索的に開示請求が行われれば、前述のとおり、将来における取締り場所が推測され、交通違反の取締りの可能性が低いと予想される場所での交通法令を遵守しない悪質・危険な運転を誘発する等のおそれがあると認められる。

以上のことから、本件文書を公にすることは、交通犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるため、本件文書を条例第7条第1項第6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張をしているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。